

令和2年11月2日

保護者 各位

茨城県立那珂湊高等学校長 鈴木 浩二

県民の日について

霜降の候 保護者の皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、11月13日（金）に県民の日を迎えます。この日は、郷土の歴史を思い、自治の意識を高め、茨城県の発展と飛躍を目指すという趣旨で制定されたものであり、学校は休業日となります。この機会に、県民の日制定の趣旨をお考えいただければと思います。

明治維新後に進められた「廃藩置県」。1871年(明治4年)の11月13日に、はじめて「茨城県」という県名が用いられたそうです。（当時は、現在の茨城県域には「茨城県」「新治県」「印旛県」がありました）

明治元年から100年目の1968年（昭和43年）に制定された「県民の日を定める条例」により、この11月13日が「県民の日」と定められました。

11月13日の「県民の日」には、県内の公立小中学校・高校が休日になるほか、茨城県の関連施設で入場料が無料になったり、割引を受けられるところがたくさん。さらに多くの施設でイベントなども行われます。

この機会に、ぜひ茨城県内の観光スポットにお出かけして、地元いばらきの良さを再発見してください。

（茨城県公式観光情報ポータルサイト 観光いばらき より）